

17川監公第15号

平成17年11月25日

定期監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成17年4月11日付け17川監公第8号で公表した定期監査及び平成17年8月10日付け17川監公第12号で公表した定期監査（工事監査）の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨それぞれ通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員	鹿川	隆
同	奥宮	京子
同	小林	貴美子
同	西村	英二

平成17年10月31日

川崎市監査委員 鹿川 隆 様
同 奥宮 京子 様
同 小林 貴美子 様
同 西村 英二 様

川崎市長 阿部 孝夫

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成17年4月11日付け17川監報第5号で報告のありました定期監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成16年度定期監査結果に対する措置状況

1 指名選定委員会の運用規程を見直すべきもの

【指摘の要旨】

実行委員会、出資法人及び非営利団体等についても、各団体の業務執行能力、他の者の指名の可能性等について、公正かつ適正な契約執行を確保するという観点から指名選定委員会により審議するべきであることから、規程を見直されたい。

なお、他の部局で設置している同様の指名選定委員会についても、指名

選定の方法について十分に検討されたい。

(総合企画局企画部広域企画課、市民局市民生活部庶務課、健康福祉局総務部庶務課)

【措置の内容】

実行委員会、出資法人及び非営利団体等についても、公正かつ適正な契約執行を確保するという観点から指名選定委員会により審議するように、規程を見直しました。

また、他の部局で設置している同様の指名選定委員会についても、実態の把握を行うとともに、公正かつ適正な契約執行の確保について周知徹底いたしました。

2 前渡金精算事務について適正に行うべきもの

【指摘の要旨】

事業所・企業統計調査に従事した調査員及び指導員の手当等について、資金前渡による支出の精算を行っていない事例が多数見受けられた。支出を受けた前渡金を長期にわたり精算せずに放置しておくことは、事故を誘発するおそれがあり、資金前渡を受けた現金の管理には細心の注意を払うとともに、前渡金の精算は確実に実施されたい。

なお、これまでの定期監査で対象とした部局に対して同様の指摘を行っているが、いまだ改善が図られていないので、他の部局においても留意されたい。

(総合企画局企画部統計情報課)

【措置の内容】

平成16年度に係る前渡金の精算については、速やかに実施いたしました。

また、資金前渡を受けた現金の管理には細心の注意を払うとともに、前渡金の精算は確実に実施するように文書による周知徹底を図りました。

他の部局については、研修会等において前渡金の精算事務について周知及び指導を充実させてまいります。

3 委託料の支出を適正に行うべきもの

【指摘の要旨】

川崎市消費生活展運營業務委託料の支出に当たって、その全額を債務金額が確定しているものとして前金払により支出していたが、履行期限直前になって残余金が生ずることになったため、見積書を変更するとともに、当初の契約金額から残余金を除いた金額に変更契約を締結していた。

しかしながら、変更契約の手続きを経ずに、当初から精算を伴う概算払とすることの方が合理的であることから、委託契約に当たっては適正な事務処理を図られたい。

(市民局消費者行政センター)

【措置の内容】

委託料の支出方法については、当初から精算を伴う概算払とすることの方が合理的であることから、適正な事務処理を図るため、概算払による契約を締結いたしました。

4 契約事務について適正に行うべきもの

【指摘の要旨】

仕様書における業務項目の作成、業務完了に伴う履行確認及び見積書の精査を適切に行うとともに、業者に対する指導及び監督を行うなど契約事務について適正に行われたい。

なお、購入した海外文献の一部は、平和館内の図書コーナーに展示され、閲覧に供されてはいるが、大半は館内の地下所蔵庫に収納されたままとなっていた。

これらの文献等の積極的な活用方法について検討されたい。

(市民局平和館)

【措置の内容】

平成17年度から、仕様書における業務項目の作成、業務完了に伴う履行確認及び見積書の精査を適切に行うとともに、業者に対する指導及び監督を行うなど契約事務について改善いたしました。

また、文献等の積極的な活用については、図書の新旧入れ替えや翻訳物の他の平和関係施設との相互資料交換を実施し積極的な活用に努めてまいります。

5 歳入事務を適正に行うべきもの

【指摘の要旨】

保育料等の歳入事務については、福祉総合情報システムにより納入通知書等を作成し、総合財務会計システムにより調定の手続を行っているが、納入通知日より後の日付で調定伺書が作成されている事例が多数見受けられた。

総合財務会計システムは、予算から決算までを総合的に管理しているため、誤った調定が決算等に反映してしまうおそれもあることから、歳入事務を適正に行われたい。

(健康福祉局児童部児童保健福祉課、同保育企画課、中央児童相談所、南部児童相談所)

【措置の内容】

保育料等の歳入事務については、歳入事務の適正化を図るため、総合財務会計システムの調定が納入通知日より後の日付で作成されないように、周知徹底を図りました。

6 前渡金の事務処理を適正に行うべきもの

【指摘の要旨】

児童手当の支払状況について見たところ、極めて多額な金額を受領し、数日後に支払を行っていた。

当該課の他の手当等における前渡金については、即日処理をしていることから、児童手当の支払についても、事故防止のため支払日に合わせて前渡金を受領するなど適正な事務処理手続について検討されたい。

(健康福祉局児童部児童保健福祉課)

【措置の内容】

児童手当の支払については、事故防止のため平成17年度から支払日に合わせて前渡金を受領するように改善し、事務処理手続の適正化を図りました。

7 保育料の収納確保に努めるべきもの

【指摘の要旨】

保育料については、更なる収納率向上のため、口座振替による納入の普及を図るほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正により平成17年4月1日から保育料の収納事務を私人へ委託できることから、コンビニエンスストアでの収納など保護者の利便性を考慮した納付方法を検討するなど、収納確保に向けた取組みに努められたい。

(健康福祉局児童部保育企画課)

【措置の内容】

保育料については、更なる収納率向上のため、未納者との面談や夜間電話催告等の回数を増やすほか、滞納の未然防止のために、口座振替による納入についての口頭及び文書での勧奨を行うなど、収納確保に向けた取り組みの強化を図りました。

また、収納方法の多様化についても検討してまいります。

8 委託料の前金払を概算払に改善すべきもの

【指摘の要旨】

川崎市乳幼児健康支援一時預かり事業委託料等については、前金払により支出を行っていたが、各契約書において「当該年度の末日にこれを精算しなければならない」と規定されており精算時に金額が確定するため、概算払により支出を行うよう改善されたい。

(健康福祉局児童部保育企画課)

【措置の内容】

川崎市乳幼児健康支援一時預かり事業委託料等については、前金払により支出を行っていたが、各契約書の規定のとおり、精算時に金額が確定するため、平成18年度の契約から概算払により支出を行うよう改善いたします。

9 委託契約方法を改善すべきもの

【指摘の要旨】

保育園における消防設備等保守点検業務委託及び川崎市営住宅等消防用設備等保守点検業務委託については、1者による随意契約で行われていた。

随意契約はあくまでも例外的な契約の方式であり、慎重に適用する必要

がある。契約の公正性、透明性等を確保するために、競争入札により執行するなど契約方法を改善されたい。

なお、他の部局で行われている同様の消防用設備等保守点検業務委託についても、契約の締結に当たっては契約方法等について十分に検討されたい。

(健康福祉局児童部保育運営課、まちづくり局市街地開発部住宅管理課)

【措置の内容】

消防設備等保守点検業務委託は他の業者でも実施することが可能であり、契約の公正性、透明性等を確保するために、平成17年度から契約方法を指名競争入札に変更いたしました。

また、他の部局についても、実態の把握を行うとともに随意契約はあくまでも例外的な契約の方式であり、慎重に適用する必要があることを周知いたしました。

10 施設維持管理業務委託契約の内容及び方法を改善すべきもの

【指摘の要旨】

川崎駅西口地区エスカレーター等維持管理業務委託は、隣接する再開発ビルの管理業者との間で随意契約を行っているが、随意契約で執行する場合に必要な妥当性の検討が不十分であると思われる。各業務における緊急対応の必要性などの検討及び経費面での検証を行い、契約の内容及び方法について改善されたい。

(まちづくり局市街地開発部市街地整備課)

【措置の内容】

契約内容の見直し及び経費面からの検証を行い、再開発ビルと一体的な管理の必要ないエスカレーター保守点検業務については、平成17年度か

ら契約方法を指名競争入札に変更いたしました。

11 業者選定及び契約書の作成を適正に行うべきもの

【指摘の要旨】

一定の資格を必要とする業務を委託するために業者選定を行う場合には、各業務の有資格者を選定するよう改善されたい。

また、各営業所のごみ収集業務委託、廃棄タイヤ処理委託等において、契約書に最終処分に関する事項等が記載されていない事例及び産業廃棄物処分業許可証の写し等が添付されていない事例が多数見受けられた。

産業廃棄物等の処理を委託する場合には、契約書に記載漏れ等がないよう留意されたい。

(交通局企画管理部経理課、自動車部営業課、同運輸課)

【措置の内容】

一定の資格を必要とする業務を委託する場合には、適切かつ円滑な事業執行のため、資格の有無を確認し選定を行うようにいたします。

また、産業廃棄物等の処理を委託する場合には、適切な契約事務の執行のため、必要とされる事項の記載漏れ等がないように周知徹底いたしました。